

令和3年9月30日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

緊急事態宣言解除後の学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県に出されていた「緊急事態宣言」が解除され、10月1日(金)からは「愛知県嚴重経過措置」の適用に変更となりました。本市の教育活動はこれまでの対策を継続実施してまいりますが、これを受けて次のように一部変更させていただきます。このお知らせでは9月1日に配付しました「緊急事態宣言発令中の学校校教育活動と感染症対策について(お知らせ)」より変更した点と特にお願いしたい点についてお伝えします。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について (学校にウイルスを持ち込まない)

- ・ 今までお願いしてきました「同居する家族に『風邪の症状がある』場合の欠席」については、緊急事態宣言の解除に伴い、終了します。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

2 教育活動について

(1) 学校行事について

- ・ 修学旅行、野外学習、校外学習等の行事は感染症対策を講じながら実施をしていきます。
- ・ 集団が狭い空間に集まるような行事は自粛します。外部の方が来校する行事は人数を制限し、感染症対策を講じながら実施をしていきます。

(2) 部活動について

- ・ 活動は段階を踏んで再開し、準備片付けも含めて、10月1日からは2時間以内、9日より土日祝日は3時間以内、対外的な活動は16日からとします。
- ・ 対外的な活動(対外試合・合同練習)は、原則、市内のみとし、他校との接触が極力少なくなるように工夫します。大会・発表会は感染症対策を講じながら参加します。

3 その他

- ・ 学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいりますが、ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話してください。
- ・ ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが高まる5つの場面」(厚労省)は、避けていただきますようお願いいたします。